

## 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（抄）】

（有料施設の供用時間等）

第1条 有料施設（次項に規定するものを除く。）の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる。

（行為の許可手続）

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

（2） 占用する都市公園の名称

（3） 行為の目的及び内容

（4） 占用の期間

（5） 占用の面積

（6） 復旧方法

（有料施設の使用又は利用の許可手続）

第3条 条例第7条第1項の規定により許可を受けようとする者が有料施設を専用又は団体で使用又は利用をしようとするものであるときは、次に掲げる事項（団体で使用又は利用をするときにあっては、第5号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市長（指定管理者に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める電気通信回線を利用する方法によることができる者については、この限りでない。

（1）申請者の氏名及び住所

（2）使用又は利用をする有料施設の名称及び使用又は利用の範囲

（3）使用又は利用の目的

（4）使用又は利用の日時

（5）入場料等の徴収の有無

（山田緑地、響灘緑地広場及び白野江植物公園の無料公開）

第4条の2 条例別表第1の2の白野江植物公園の項、山田緑地の項及び響灘緑地広場の項に規定する特に必要があると認めて規則で定める日は、次のとおりとする。

- (1) 5月4日 みどりの日
- (2) 5月5日 こどもの日
- (3) 9月の第3月曜日 敬老の日
- (4) 10月の第3日曜日

(小倉城庭園等の冷暖房設備利用料)

第4条の3 条例別表第1の2の小倉城庭園の冷暖房設備利用料の項、森の家の冷暖房設備利用料の項及び都市緑化センターの冷暖房設備利用料の項に規定する実費に相当する額の範囲内で規則で定める額は、別表第2の2のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第4条の4 市長は、条例第11条の2第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第16条の2 市長は、都市公園等(条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。)について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第16条の4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第16条の5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

別表第1（第1条関係）有料施設の供用時間及び休業日

区分	供用時間	休業日	備考
響灘緑地野外ステージ	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。  2 市長は、特に必要があると認めるときは、有料施設の供用時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。
サイクリングターミナル	午前9時から午後5時まで		
ひびき動物ワールド	午前9時から午後5時まで		
山田緑地 響灘緑地広場	午前9時から午後5時まで		
熱帯生態園	午前9時から午後5時まで		
都市緑化センター	午前9時から午後5時まで		
白野江植物公園駐車施設 到津の森公園駐車施設 山田緑地駐車施設 響灘緑地駐車施設	午前9時から午後5時まで		

別表第2の2（第4条の3関係）

区分	金額
都市緑化センター イベントホール	30分又はその端数ごとに420円
講習室	30分又はその端数ごとに140円
会議室	30分又はその端数ごとに40円